

ワンポイントアドバイス!

所得税の控除が平成32年分より変わります!

給与所得控除および基礎控除の改正ポイントをお知らせします。

1. 基礎控除額

基礎控除額が10万円引き上げられます。

ただし、所得制限が導入され、合計所得金額が2,400万円超で控除額が減少し、合計所得金額が2,500万円を超えると基礎控除が適用されません。

合計所得金額	平成31年分	平成32年分以後
2,400万円以下	38(33)万円	48(43)万円
2,400万円超、2,450万円以下		32(29)万円
2,450万円超、2,500万円以下		16(15)万円
2,500万円超		適用なし

※()内の数字は住民税について適用

2. 給与所得控除

給与所得控除が一律10万円引き下げられ、控除額上限が195万円に引き下げられます。

給与収入金額(年収)	平成31年分	平成32年分以後
～162.5万円	65万円	55万円
162.5万円超～180万円	年収×40%	年収×40%－10万円
180万円超～360万円	年収×30%+18万円	年収×30%+8万円
360万円超～660万円	年収×20%+54万円	年収×20%+44万円
660万円超～850万円	年収×10%+120万円	年収×10%+110万円
850万円超～1,000万円		一律195万円
1,000万円超	一律220万円	

3. 税額への影響

給与等の収入金額が850万円以下の方については、基礎控除がプラス10万円、給与所得控除がマイナス10万円、結果としてプラスマイナスゼロとなります。しかし、給与等の収入金額が850万円を超える方は、控除額上限の引き下げにより増税となります。

また、期限内に電子申告を行っている個人事業主など一部の方については、基礎控除10万円引き上げにより減税となる可能性があります。



詳しい内容やご質問がございましたら
06-6313-1369 まで
お問い合わせください

ひまわり(向日葵)の花言葉
ミニひまわり 敬愛、尊敬、崇拝、憧れ、熱愛
背高ひまわり 尊大、気位